

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成28年5月教育委員会会議：定例会

期 日 平成28年5月18日（水）開会 午前10時00分
閉会 午前11時15分

会 場 社会福祉センター2階会議室

出席委員 関山 邦宏 委員長 田邊 俊彦 委員長職務代理者
菅谷 義範 委員 茅野 達也 教育長

傍聴者 なし

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 上村 充美
教育総務課長 蜂谷 匡 学 務 課 長 佐久間保男
指 導 課 長 諸根 彦之 教育センター所長 塚本 学
社会教育課長 檜垣 幸夫 文 化 課 長 鈴木 千春
学務課学事班長 林田 成広 教育総務課企画財務班長 菅原 敬太
事務局 教育総務課教育総務班長 鈴木 康二 教育総務課教育総務班 加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

1 委員長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より3件報告

・4月26日、成田市役所で開催の印教連定期総会、5月11日、白井市保健福祉センターで開催の第1回教科用図書採択地区協議会及び全小中学校を対象に実施した学校訪問の3点について報告する。

1点目、印教連定期総会については、田邊委員長職務代理とともに出席した。総会では、平成27年度の行事及び決算報告、平成28年度の行事及び予算案、役員選出について協議した。行事、決算、予算は、例年開催している常任委員会、定期総会、教科用図書採択協議会、公開研究会に関するものについて、いずれも原案どおり可決された。また、役員について、昨年度と同様、会長に成田市の小川新太郎教育長職務代理が選任された。

2点目、第1回教科用図書採択地区協議会については、関山委員長とともに

に出席させていただいた。協議会では、役員を選出、専門調査員の選任、教科用図書採択制度及び選定方法、事務日程について話し合い、まとまった。また、事務局は白井市教育委員会が引き受けてくださり、今後滞りなく進めることとなったので、報告する。

3点目、学校訪問については、新年度を迎えたので、全小中学校対象に4月18日から5月16日までの間に訪問をした。校長、教頭と面談するとともに、全部の教室を参観し、学校全体の状況把握に努めたところである。また、個人情報管理の徹底、いじめ問題の実態と解決に向けた実践的な取り組み及び学校全体の課題について伺うとともに、職員のサービスの厳正について指示をした。今後も学校現場の状況把握に努めながら、各学校のすぐれた教育活動を支援し、適切に指導、助言を行ってまいりたいというふうに考えている。

② 平成28年度運動会・体育祭の開催日程について【指導課長】

平成28年度運動会・体育祭の開催日程について報告する。

今年度の運動会・体育祭の予定が全て決まったので確認ください。来週早々5月21日から1校、それから5月28日に14校、6月4日に3校ということで、春実施する学校は、18校が春に運動会を実施することとなった。また、秋のほうは、そこの表に書いてあるとおり、中学校は全て9月10日ということで、運動会を実施する。指導課としても職員を全校に派遣をして、また教育長の協力もいただきまして、各運動会の状況を確認していきたいと考えている。

③ ゴールデンウィーク期間中の施設の入館状況について【文化課長】

ゴールデンウィーク期間中の施設の入館状況について報告する。

文化財施設についてであるが、武家屋敷が1,714人、旧堀田邸が995人、佐倉順天堂記念館が730人、合計3,439人となっている。昨年度と比較すると、昨年度の3館の合計で2,898人となっているので、全体で2割程度の増加となっている。その一番の要因は、今回のゴールデンウィークが4月29日から5月8日の10日間、曜日の関係で昨年より2日間多くなったことが大きな要因かというふうに感じている。また、例年どおり4月29日に武家屋敷と旧堀田邸で特別公開を実施するとともに、順天堂記念館では通常展示していない資料の展示を行っている。また、5月5日には武家屋敷、旧但馬家住宅において、甲冑試着会を開催している。甲冑試着会には64の方に甲冑の試着をしていただいた。非常に多くの方にご参加いただき、開始前に列ができるなど、午前中に午後の分の予約も埋まってしまうほどの人気であり、昨年47人に比べ大幅に増加している。

続いて、市立美術館について、今回は2,821人で、昨年が2,778人であったので、ほぼ同等の来館者数となっている。ゴールデンウィーク期間中は、2階で開催された主催事業として、「佐倉・房総ゆかりの作家と工芸」3階の市民ギャラリーでは、群青会展という絵画団体の展覧会が5月1日まで、「墨・人出逢い展」が5月3日から8日まで開催されている。

④ 日本遺産の認定について【文化課長】

日本遺産の認定について報告する。

日本遺産の認定については、既に新聞報道もされているが、このたびの日本遺産の認定については、佐倉を初め成田、香取、銚子の4都市が「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」として日本遺産に決定されている。このことについては、「こうほう佐倉」、先日、5月15日号でもお知らせしているところである。

この日本遺産については、単なる文化財の羅列ではなく、それらの地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の文化や伝統を語るストーリー性を持たせ、そのストーリーを日本遺産として認定するものである。この目的は、文化財の指定や登録といった保存を目的としたこれまでの制度とは違い、認定されたストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれるさまざまな文化財を、地域が主体となって総合的に整備、活用し、内外に広く情報を発信して人を呼び込んで地域の活性化を図ろうというものである。いわば東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、歴史、文化を切り口にした観光地としての魅力の拡大を図っていくといった性格の強いものである。

それでは、その認定の重要なポイントとなるストーリーの概要を申し上げる。このストーリーだが、北総地域は、百万都市江戸に隣接し、関東平野と豊かな漁場の太平洋を背景に、利根川東遷により発達した水運と江戸に続く街道を利用して江戸に東国の物産を供給し、江戸の暮らしや経済を支えた。江戸は、庶民も観光に訪れ、江戸文化を取り入れた独自のまちが発展していった。成田山の門前町成田、利根川の水運の河岸、香取神宮の参道の起点の佐原、漁港、港町、そして磯めぐりの観光でにぎわった銚子、そして、特に城下町佐倉は、文武両面で重要な役割を果たしている。この北総四都市は、東京近郊にありながら、それぞれの町並みや風景が今も残り、江戸情緒を体感することができ、成田空港からも近いことから「世界から一番近い江戸」と言えるということである。

佐倉市の主な構成している文化財は、資料、写真で例示しているが、佐倉城跡や武家屋敷、旧佐倉順天堂、旧堀田邸及びその庭園、佐倉の祭礼といった、委員の皆様もよくご存じのものとなっている。

今後については、文化庁の「日本遺産魅力発信事業」による交付金を活用する中で、千葉県や4市がそれぞれの文化部門、また産業・観光部門とともに、観光協会や民間団体と連携、協力をして、PRや事業の実施に努めていきたいと考えている。

なお、日本遺産は昨年からはまった制度であり、本年は資料の右にあるように19件の認定を受けている。最初の年、昨年は18件だったので、これで37件となった。文化庁は2020年までに100件程度の認定を目指していくとのことである。

⑤ 市民大学開設状況について【社会教育課長】

市民大学開設状況について報告する。

中央公民館が開設する4年制の佐倉市民カレッジについては、100人の

定員に対し、111人の応募があり、抽せん会で100人を決定している。入学式は5月14日に実施し、午後からは合同芸術鑑賞会として、佐倉シャルマン・ウィンド・オーケストラによる演奏が行われた。在校生は、2年生が97人、3年生が93人、4年生が86人で、合計は376人となった。

次の志津公民館が主催する1年制のしづ市民大学は、運営委員会方式で実質的な学習活動の促進、生涯学習を進めるまちづくりを目指し、4つのコースで開設している。昨年同様154人の定員に対し、221人の応募があり、抽せん会でそれぞれの定員を決定している。開校式は5月28日に実施予定で、開校式後、「地域交流の場から経済活性化」と題し、千葉敬愛大学学長の三幣利夫氏をお招きし、ご講演をいただく予定である。

次に、根郷公民館が主催する1年制の根郷寿大学は、130人の定員に対して135人の応募があり、抽せん会で決定をしている。開校式は5月20日に実施予定で、開校式後オリエンテーションを実施し、自己紹介や班活動の打ち合わせ等を行う予定である。

最後は、開設4年目を迎える2年制のコミュニティカレッジさくらについて、本年度から主催を臼井公民館としている。30人の定員に対して、現在は24人の応募状況である。入学式は5月21日に実施予定で、入学式後、合同講演会として「地域で学び地域で生きる」と題し、千葉敬愛短期大学前学長の伊藤勝博氏をお招きし、ご講演をいただく予定である。在校生は、2年生29人と合わせて53人となる。

⑥ 感染症の状況について【指導課長】

感染症の状況について報告する。

年度末から年度初めにかけて流行性耳下腺炎が一旦おさまったのだが、また先月中ごろから今月にかけて少しふえてきており、現在88件、流行性耳下腺炎、いわゆるおたふく風邪の流行が見られる。また、溶連菌の感染症で42名の報告をいただいている。年度初めに、それからインフルエンザのB型が1校で流行して一学級が学級閉鎖をしたというような状況がある。この連休明けから流行性耳下腺炎に加えて、水ぼうそう等の報告も10件ほどいただいているので、また運動会の時期とも重なるので、手洗いの徹底、それから予防の徹底について、再度注意を喚起していきたいというふうに考えている。

⑦ いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。

小中合わせて認知件数38件の報告があった。どこの学校も今校内研修会を実施して、いじめの認知について十分理解が深まってきているなという印象は受けている。問題解消についても、4月中、それから現在にかけて解消をほぼしているのので、これが再度のいじめにつながらないように、我々としても注意していきたいなというふうに思う。ただ今、全国的にSNSやラインによる誹謗中傷、ネットパトロールなどの事案が見られており、県のほうでもネットパトロール等を実施して、常に情報を提供していただいているので、そのあたりについても特に中学校を中心にして、子どもたち、それから保護者に指導していきたいなというふうに考えている。

もう一件、学校支援アドバイザーについて、3回会議を開き、学校の生徒指導状況、いじめの状況等について、きめ細かな報告をいただいたところである。各アドバイザーの先生方にいろいろご助言をいただくことで、学校の生徒指導もかなり活性化してきているという認識を持っている。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

3番目のゴールデンウィークの利用状況について、4月29日の旧堀田邸の特別公開があったということだが、135名で少し少ないのかなという感じ。それから、5月2日の全体が186名で、月曜日と、いわゆる平日だったので、この辺も少し少なかったのかなと思う。このPRについては、せっかく特別公開をしているので、この辺の周知はどうでしたか。広報とかケーブルテレビとかで多分周知されているとは思いますが、ちょっと少ない。せっかく年に何回かしかかない旧堀田邸の特別公開なので、少し少なかったのかなという印象がある。その辺はいかがか。

【文化課長】

昨年174名だったので、昨年よりも若干減ってしまっただけではあるが、委員がおっしゃっているように広報、ホームページこれまでどおりいろいろとPRはしているが、この辺もまたいろいろ、趣向を変えとか、特別公開の中身もあわせて、またより多くの方に来ていただけるような形でできるように考えていきたいと思う。

【委員1名より】

日本遺産について、非常にうれしいということで、これをきっかけにますます文化的な、多方面で周知をしていただきたいと思う。そこで教えていただきたいのだが、この日本遺産認定の範囲について、ここに主な文化財ということで写真が上がっているが、この範囲はやはり旧市街全体というふうに考えていいのか。それとも建物を個別にということで、面と考えるのか、各点で考えるのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

【文化課長】

こちらは個々の文化財を一つ一つ云々というよりは、今おっしゃっていただいたような面として捉え、この旧市街地、佐倉街道という部分もあるので、ちょっと飛んではいるが、志津地区にある、成田のほうにも関係のある団十郎の石塔そちらも認定されているので、そこだけがちょっと飛んでいるけれども、そういう形で地域的な広いものとして捉えて認定されているところである。

【委員1名より】

せっかくこういう認定がされているが、今後の取り組みについては、どんなことを考えているのか。

【文化課長】

これについては国のほうから交付金が交付される予定なのだが、まずその交付金の受け皿として協議会を立ち上げて、その協議会にお金がおりてきて、それを活用するということになる。実際、交付金が使えるようになるのが11月ぐらいの予定ということで伺っている。これを千葉県を初め4市で有効活用していくわけであるが、最初の年については、外国人の方を視野に入れた多言語による共通のパンフレットを作成したり、周知のためのプロモーションビデオの作成であっ

たりとか、あと1月に歴博で合同のシンポジウムを開催する予定である。今のところ具体的なものは、どれだけの予算をいただけるかというところもまだはっきりしていないので、そういったものができればいいということで、今会議を開く中で、その辺の方向性を出しているところである。

【委員1名より】

建物や遺跡とかというのが主だと思うのだが、祭礼が、一応これも入っている。それで、江戸の文化ということなので当然だと思うが、このほかに何か民俗行事というか、そういうのは入っているのか。

【文化課長】

民俗行事的なもので佐倉に関するものについては、祭礼、秋祭りということになっている。

【委員1名より】

運動会の開催について、小学校は春開催というのが主流になっている。されど中学校はずっと秋開催という、これは進学とかいろんな一定の関係もあるのでしょうけれども、春開催の希望というのは全くないのか。

【指導課長】

中学校は、今委員ご指摘のように、これからの進路等も含めた行事が盛りだくさん、それからあと部活動の大会等が入っている関係で、どうしてもこの時期でおさめてしまわないとなかなか難しいということで、検討はかなりされているが、なかなか春実施というふうには決定はできなかったようである。

【委員1名より】

そうだろうと思うが、いろいろと行事の関係で。ただ、健康管理上夏が、秋も30度とか、地熱のほうは40度とか、地熱は実際に40度以上あると思う。中学生で体力が一番ある時期とはいえ厳しい面もあるのかなというふうに思う。その辺の希望を適切にお聞きする中で、学校のニーズも聞きながら、ひとつ健康管理上最適なときに開催するというふうになったほうがいいのかという気がする。

【教育長】

ただいま委員からお話があったことは、今後学校のほうにも指導課長を通して話していきたいと思う。現状、今指導課長が話したとおり、部活動の7月の総体に向けたブロック大会がそろそろ始まり、そういう関係が1つ。それから、3年生の場合、修学旅行が1学期にやるというようなこと、それが1つということで、なかなか運動会行事を持たない。なぜ9月の1週、2週でやるかという、9月の末に新人大会、県大会に続く県の新人大会があり、そういうことから来ると、消去法でいくとこういう状況になる。印旛地区はほとんどこの時期にやっている状況だが、健康状況というのは重要なので、それぞれ行事を鑑みながら検討はしていきたいと思うが、現状としてはそういうことがあるのでご理解いただきたいと思う。

【委員1名より】

そういうことは十分理解できる。確かにそうだろうと思う。いろんな行事が立て込んでしまっていて、運動会をやるにもなかなかないという状況で苦労はなさっているのだろうと思うが、委員会とすればその辺も頭に入れて対応していただければと思う。

【委員1名より】

いじめの状況について、学校支援アドバイザーの会議は3月からもう3回もされているのか。なかなか小まめにされているが、やはり情報交換とか対策まで話し合われているのか。

【指導課長】

1回目は、昨年度内の末、2回目を4月4日、3回目を5月9日に行ったというような状況で、実質的にはこの第3回目で約一月間、アドバイザーの皆さんに回っていただいたというような状況で、各学校の状況、細かに報告をいただいた。それから、各学校の生徒指導体制が整うように強く助言をしていただいているので、統一した形で生徒指導体制が整うものと考えている。

【委員1名より】

月に1回という感じで、大体このペースで実施をされる予定か。

【指導課長】

毎月1回実施するというところで実施している。

【委員1名より】

いじめのことで、昨年から観察が続いている件数が幾つかあったかと思うが、そのあたりのところは重点的って変な言い方だが、解決を急ぐというか、きちんとしていただきたいと思うが、そういう案件は減ってきているのか。

【指導課長】

4月の末時点で継続支援中と報告いただいているのが6件あるので、この6件については、各学校に大体1週間ぐらいの間を置いて確認をして、今状況はどうかということで確認をしているところである。今ほとんど4月時点で上がってきたものについては、現時点では解消しているというような状況があるので、しばらく見守ってほしいと依頼している。

3 議決事項

教育長より議決事項6件の上程

議案第1号 平成28年度佐倉市教育費6月補正予算について

教育総務課長より上程議案の説明

内容： 平成28年度佐倉市教育費6月補正予算について説明する。

初めに、資料1ページ、6月補正予算、教育費の総括表である。教育費に係る予算は、歳入歳出予算とも30万円の増額要求となっている。

次に、資料2ページ、歳入予算について、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、5節教育費寄附金、1の教育費寄附金30万円である。これは個人の方お一人から、佐倉中学校図書の実を目的として寄附を受けたものである。

次に、資料3ページ、歳出について、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、5の中学校図書館図書整備事業について、30万円の増額補正である。これは歳入予算で説明したとおり、佐倉中学校図書購入のための指定寄附を受け、この寄附金を財源として図書購入費に充てようとするものである。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市学校評議員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容： 佐倉市学校評議員の委嘱について説明する。

各幼稚園、小学校、中学校から本年度168名の方が推薦された。全ての学校に評議員を置いている。評議員については5名まで委嘱することができるが、学校によって、印南小3名、上志津小、佐倉東小、山王小、南部中、佐倉幼稚園は、4名の推薦になっている。なお、新規で推薦をするものについては88名いる。

評議員の職種の内訳については、PTA・保護者関係者、自治会、地域協力者等の方をお願いしている。また、学校薬剤師の方も2名ほど入っている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

学校評議員の方のそれぞれの所属など備考に書いてある関係とか等とかいう文字が入っているが、PTA関係というのはPTAの役員さんとか、あるいは保護者の方という意味での関係かどうか。

それから、等というのは、これ安全ボランティア等なのだが、この等というのはどういう意味か。

【学務課長】

1点目については、委員ご指摘のとおりPTA関係者。PTAの役員の方とか保護者というようなことで、1つのくくりとしている。

2点目の等については、安全ボランティア、これはアイアイプロジェクトのその組織に出ている方とか、または自分で周りの方と一緒に学校に協力しているという方々もいらっしゃるということで、等というような表記を使わせていただいているが、やはり今ご指摘あったようにはっきりわかるような表記に検討してまいりたいと思う。

【委員1名より】

等とあると、まだほかにあるのかなと思ってしまうので、その辺をわかりやすくお願いしたいと思う。

【委員1名より】

幼稚園について、和田と弥富の幼稚園は、これは置かなくてもいいという判断か。それとも適当な人員がないということか。幼稚園の園児が少ないので、その点で置かないのかなということもあるのかなと思う。その辺いかがか。

【学務課長】

今ご指摘があった和田幼稚園、弥富幼稚園については、小学校の評議員と兼ねている。

【委員1名より】

そうしたら兼務というふうには書かなくてよろしいのか。このまま、いないということに誤解を受けるのではないか。

【学務課長】

今ご指摘があった2つの幼稚園については、欄外等にわかるように表記を今

後させていただく。

【委員1名より】

この管理規則の10条の2によって、この推薦がされているわけだが、この規定の10条3の学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。これは何か規定があるのか。

【学務課長】

佐倉市学校評議員設置等に関する要綱というのがあり、それで規定をされている。

【委員1名より】

その中に小学校と中学校、同じ方が兼務されている方が、たまたま私拝見したのだが、それは特にその規則の上では制限されていないわけか。

【学務課長】

今委員長ご指摘のとおり、小中学校兼ねている評議員については、本年度2名である。おっしゃったように規定上兼ねてはいけないというようなことはないので、各学校とか地域の実情に応じて、その方にご意見をいただくということで、学校の必要性から許可をしているところである。

【委員1名より】

その辺が難しいと思うのは、小学校、中学校、両方に関係していて、縦の目線で全体をごらんいただけるというのは、これは非常にいいなと思う反面、なるべく多様な意見を出していただくということを考えると、重複の数は少ないにしろ、各学校で、どこか1つと考えたほうがいいのかという感じがしている。またご検討いただければと思っている。

【教育長】

今学務課長が答弁してくれたが、学校の実情は、学校評議員をお願いするといっても、なかなかやってくれない人というか、人材はいるのだが、そこに了解してくれる人というのは、現状なかなか難しいというところもある。他の市町村を見ると重なっているような例もあり、今委員長がおっしゃったような形が原則だが、幅広くやっていただきたいのだが、学校の実情というのはなかなか難しい部分もあるので、その辺のところはある程度学校に委任していくということも私は必要かと思っている。

≪議決結果≫

可決

議案第3号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容： 佐倉市学区審議会委員の委嘱について説明する。

学区審議会委員においては、新年度に公立小中学校のPTA代表の2名の方について、PTA役員の改選があった。また、公立小中学校長の委員1名、市長事務部局の職員の委員1名が、人事異動により変更となった。このため4名の候補者に対し、学区審議会委員を委嘱させていただきたいと考えている。

資料1 ページに学区審議会委員候補者名簿を掲載させていただいた。委嘱期間については、本日平成28年5月18日から前任者の残任期間である平成

29年11月30日までである。

次の2ページに候補者の略歴を記載している。最初に、PTA代表の伊藤瑞康氏は、白銀小学校PTA会長であり、佐倉市PTA連絡協議会の会長である。2番目のPTA代表の山口葉子氏は、井野中学校PTA会長である。

次に、学校長として昨年度まで印南小学校長であった富岡氏の後任として、松橋明子印南小学校長を候補者とするものである。最後に、市長事務局職員として、昨年度まで市民部長であった坂上氏の後任として、出山喜一郎市民部長を候補者とするものである。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市立幼稚園園児保育料の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容： 佐倉市立幼稚園園児保育料の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明する。

本規則は、佐倉市立幼稚園に通う園児を持つ一定要件の世帯に対して、経済的負担の軽減を図ろうとするものであり、今回の規則改正は、国の基準となる政令の改正に伴うものである。

まず、資料の1ページから5ページは、改正規則の改め文となるが、内容については、次の7ページから12ページの新旧対照表及び13ページから14ページの規則改正の概要に基づいてご説明をさせていただきます。

最初に、13ページ、規則改正の概要について、2の経緯に、国基準による政令の改正概要を記載している。改正点の1点目は、市民税所得割課税額7万7,100円以下の世帯について、第1子の設定における年齢上限が撤廃された。今までは小学校3年生までで第1子のカウントを行っていたが、改正後は年齢にかかわらず第1子をカウントするので、第2子、第3子以降にカウントされる可能性が広がり、第2子、第3子とカウントされるほど減免が大きくなるので、優遇措置が拡充することになる。

改正点の2点目は、ひとり親等世帯についてである。こちらは、市民税非課税世帯は保育料が無料化され、市民税所得割課税額7万7,100円以下の世帯は、第2子以降の保育料が無償化された。これというひとり親等世帯とは、在宅障害者を有する世帯、またはひとり親の世帯のことをいう。

7ページの新旧対照表について、法規上の文章規定で読みづらくて申しわけないが、この在宅障害者を有する世帯、またはひとり親の世帯のことを第2条第2項の改正後の文章に記載している。そして、この障害の確認については、資料の7ページから8ページ、改正後の第3条3項の1号から4号までのいずれかの書類、例えば身体障害者手帳等の写しを提出いただくこととしている。

続いて、資料9ページの第5条の預かり保育料の改正である。預かり保育

料が、条例改正による日額から1時間当たりの金額に改正されたことに伴い、減免規定も1時間当たり100円と改正している。従前の日額であった場合は、本来日額300円のところを200円に減免していたので、1時間当たりとして、本来150円のところを100円にというようなことで50円を減免するものである。

続いて、資料9ページから10ページ、新旧対照表の別表第1と別表第2についてである。子どもの区分について、段組みが入れかわっているのを見づらくて申しわけないが、国基準、政令の改正に沿ったものとなっている。国基準が改正されていない部分については、従前の規則の減免額を継承している。例えば別表、改正後の別表1で見ると、区分の子どもの第1子、2子等の記載は、市民税所得割額7万7,100円以下の世帯については、小学校3年生までという年齢制限を撤廃しております。減免額については、別表1では変更していない。

次に、資料10ページ以降の改正後の別表第2が、在宅障害者を有する世帯、またはひとり親の世帯に係る規定になっている。生活保護世帯はもともと全額減免であったが、市民税非課税世帯も含めて、第1子から全員が全額減免となっている。また、市民税所得割額7万7,100円以下の世帯の第1子については、従前同様に減免はないが、第2子以降が全額減免となっている。なお、市民税所得割額7万7,101円以上の世帯については、従前のその他世帯と同様の減免額として、表現方法は整理されているが、内容の変更等はない。

ちなみに、従前では全額免除のことを、以前の国基準である7万9,000円を根拠に7万9,000円限度と表記していたが、実際の幼稚園保育料は年間になると7万2,000円となるので、現実の金額に合わせて改正している。

次に、資料12ページ、様式第3号を第2号と改正したが、これは従前の様式第2号であった園児の兄、姉の保育園等の在園証明書を必要としないため、これを削除して、様式を1号繰り上げるものである。このほかに文言の整理もあわせて行っている。

最後に、本規則改正の施行期日、適用日については、資料14ページに記載したとおり、年間保育料については、年間（年度）での規定となることから、平成28年4月1日に遡及して適用する。

資料15ページ以降は、現在の規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

別表が大分見やすくなってすっきりした。ちょっと教えていただきたいのだが、13ページ、14ページの資料について、条例により月額6,000円。預かり保育料1時間当たり150円。これはどこに書いてあるのか。

【学務課学事班長】

保育料の徴収条例により定められている。条文では、第2条、そこで1時間当たり150円というふうに記載している。

【委員1名より】

今度はこちらの条例の5条で100円に下げるということか。

【学務課学事班長】

今回は規則の改正である。

【委員1名より】

規則の改正ということで、条例の改正ではないということだね。

【学務課学事班長】

そのとおりでございます。

【委員1名より】

改善されたわけでした非常に結構だが、これが通ると優遇措置が拡充するわけだが、対象者はどのくらいになるか。どのくらいふえるのか。

【学務課長】

今のところ在籍とかを考えると、ほぼ市内で10名程度だろうというふうに踏んでいる。多少前後するかと思う。

【委員1名より】

この規則は市立の幼稚園、まずそこに通園している児童が対象だが、私立幼稚園については、この内容が遡及していくのか、あるいはある範囲で遡及するのか。

【学務課学事班長】

私立幼稚園については別の補助金があり、私立幼稚園就園奨励費補助金というものがある。これについて言うと、同じような保育料の徴収状況になるように国が制度設計をしている。例えば生活保護世帯は、年間30万8,000円を限度として補助金を支給しますよというようにいつているのだが、大体30万8,000円というのは、年間の私立幼稚園の総合計の保育料に相当するものなので、これをもって全額免除というような形になる。あと、いろいろな階層が、7万7,100円以下の世帯も半額になるとか、第2子以降は無償となるとか、そういった形は補助金の形で公立と遜色がないような制度設計を国が考えている。

【委員1名より】

比率を考えれば市立幼稚園在籍者数、その何倍もの幼児たちが私立のほうに行っているわけであり、それは別々の補助があるようだが、やはり基準はそろえておかないといけない。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市教育支援委員会委員の委嘱について

教育センター所長より上程議案の説明

内容： 佐倉市教育支援委員会委員の委嘱について説明する。

現在の委員の任期が28年5月31日となっていることから、全12名の委員の委嘱を審議していただくことになる。1ページを、表の6番から8番の3名が新任の候補者となるので、ここで3名の新任の候補者について推薦内容を説明させていただく。

2ページにある候補者略歴について、6番の臼井南中学校校長、前林典子先生については、佐倉市各中学校を中心とした長年の学校現場での経験と北総教育事務所での行政経験を生かし、子どもたちの将来に向けて必要な支援

等の内容について適切な助言をいただけるものと考えている。なお、佐倉市校長会からの推薦もいただいている。

次に、7番、印旛特別支援学校教頭の鈴木敏夫先生については、千葉県立特別支援学校を複数校勤務し、かつ千葉県教育長特別支援教育課での勤務経験もあり、幅広い視野から適切な助言がいただけるものと思っている。また、印旛特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の中心的な役割を担っている学校で、日常的に佐倉市の児童生徒の就学相談、教育相談に対応していただいている。

最後に、8番、井野小学校教諭の中橋かおる先生については、佐倉市内を中心とした小学校を複数校勤務され、通常の学級と特別支援学級の両方を経験し、市内でもリーダー的な立場で活動されている。現在も井野小学校で特別支援教育のコーディネーターとして、支援の必要な児童の指導や保護者の対応に力を発揮していただいている。

そのほか9名については再任となるので、2ページ、3ページの略歴をご確認いただきたいと思う。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

委員会の開催について、条例の6条では必要に応じてということになっている。この必要というのは、多分2条による各5項目の事態が発生したときだろうと思うのだが、ちなみに昨年ほどのくらい開かれたのか。

【教育センター所長】

昨年度は3回の会議を開き、31件の審議を行った。

【委員1名より】

これは何が一番多かったのか。

【教育センター所長】

特別支援学校への就学に関することが多くなっている。

【委員1名より】

大体年3回というのは、平均的なところか。

【教育センター所長】

そうなります。

【委員1名より】

委員会で解決ができないようなことはありましたか。その場合はどこへ諮られるのか。

【教育センター所長】

昨年度の審議内容については、解決できなかったということはなかった。場合によっては県の教育委員会のほうへ相談ということも考えられると思う。

【委員1名より】

今委員から第2条に基づいて、この委員会が答申するという話があったが、保護者の方から逆にこういった内容について相談に乗ってほしいとか要望といったことはあったか。

【教育センター所長】

学校からの要望とあわせて保護者からのご相談や要望も数多くある。その点

についても学校からの資料と保護者からの資料を上げてもらい、そういった資料をもとに審議にかけているので、今現在も保護者から直接教育センターのほうへの相談はふえている。

【委員1名より】

保護者としてはそういう相談窓口があるというのは大変心強いと思うので、これからもよろしく願いいたします。

《議決結果》

可決

議案第6号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について
社会教育課長より上程議案の説明

内容： 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について説明する。

佐倉市立図書館協議会委員が、平成27年2月1日より平成29年1月31日までの2年間、10名の方に委嘱をしているが、このうち学校教育の関係者について、4月の役員改選、異動に伴い、2名の委員を新たに委嘱しようとするものである。

資料1ページ、候補者の一覧である。今回の委嘱については、松本厚子氏、それから中基信夫氏の2名の方である。任期については、いずれも平成28年5月18日から前任者の残任期間の平成29年1月31日までである。

次の2ページ、候補者の略歴については、ごらんのとおりである。

続いて、3ページ、委嘱後の委員一覧となる。

なお、4ページに委嘱状の案、5ページ以降に図書館法、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

先ほどの議案第5号と同じ質問だが、協議会の開催については、条例の8条において協議会についての構成が書いてあるが、開催の要件は出ていないように思うが、これはどういうときに開かれるのか。

【社会教育課長】

図書館協議会については、定例で年2回ほど開催をしている。大体6月に前年度の事業報告、今年度の予算、事業計画、その他という形で行っている。それで、11月から1月ぐらいにかけて前年度の決算報告、その他ということである。去年で言うと佐倉図書館の建てかえや志津市民プラザの説明等も行っている。あと、各図書館持ち回りで実施をしている。

【委員1名より】

持ち回りというのは全協議会委員が参加するのか。

【社会教育課長】

済みません、説明が足りませんでした。各図書館持ち回りというのは、佐倉図書館、志津図書館、佐倉南図書館、志津分館ということで会場を持ち回りでという形で開催している。

【委員1名より】

8条の5項について、解任という言葉を使っているが、結構これは強い言葉だが、こういう理由とか事例はあったのか。

【社会教育課長】

聞いている範囲ではない。

【委員1名より】

そうすると、役職が変わったとか任期が切れたとか、そういうようなことでのいか。

【社会教育課長】

そのとおりです。

《議決結果》

可決

4 委員長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成28年6月定例会 6月22日（水）午後2時00分より
1号館3階会議室